プリザーブドフラワーで地域興し

本会では昨年度、新連携等創出企業交流促進事業において、一関市のあじさい生産農家や栽培施設、加工組合等で構成された「プリザーブドフラワー研究開発グループ」の活動を支援した。

本稿では、あじさいを活用した地域振興に向け同グループが行う研究及び本会支援の概要について紹介する。

勝部一関市長を囲んでの調印式

研究成果が活かされたプリザーブドフラワー

基本合意及び諸契約の締結(左：嶋社長、右：伊藤組合長)

ブーケなどの多彩なアレンジメントに対応可能

研究支援の概要

同グループは、あじさいのプリザーブドフラワー（生花に脱色・乾燥・着色の加工を施し、生花の質感を保持しつつ様々な色彩をアレンジできる製品）の製造販売を目指しこれまで研究活動を行ってきた。

本会では平成１９年度より研究事業への支援を実施、製造に向けた研究を後押ししてきた。技術面での一定の目処が立ったことから、昨年度は製造設備や販路の検討を実施、県の補助事業を活用して製造工場を整備するなど本格稼働に向けた取り組みを行った。

また、販路等の開拓に当たっては、グループが単独で行うよりも有力な提携先と連携して実施していくことが現実的・効率的であるとの判断により、先行してプリザーブドフラワーの製造販売に取り組んできた秋田県の有限会社フラワート（嶋真紀子代表取締役）との事業提携を本会支援により締結、当社の持つ優れたノウハウを活用した展開が図られることとなった。

業務提携の調印

３月２６日、同グループメンバーで実際にプリザーブドフラワーの製造等を行うみちのくあじさい加工組合（伊藤達朗組合長）と有限会社フラワートは、業務提携契約及び売買基本契約を締結、プリザーブドフラワー市場におけるシェア拡大を目指し相互に協力することで合意、記念調印式を開催した。

今 後 の 方 向

国内市場のみならず、日本のプリザーブドフラワーは海外での評価が極めて高い。提携先の㈲フラワートもロシアや中国等の富裕層を中心とした販売を目指しており、これら海外への展開等も踏まえ生産体制を整備していく。

新高速道割引について民主党に緊急要望

４月１５日（木)、本会平澤専務理事及び藤村事務局長は民主党岩手県総支部連合会を訪れ、佐々木順一 党県連幹事長、大宮惇幸 党県連総務会長、新居田弘文党県連組織委員長兼団体渉外委員長、工藤大輔 党県連政策調査会長、関根敏伸 党県連総務常任委員会委員長と面会し、高速道路の新たな料金割引制度に対する緊急要望を実施した。

要望は、４月９日に国土交通省から「高速道路の新たな料金割引」が公表されたことを受け、県内経済が疲弊している中、実質的な高速道路料金の値上げにつながる「上限料金制の導入」の見直しの他、市場活性化を図るため現行の「時間帯割引」や「大口・多頻度割引」制度を維持すること、激変緩和措置の導入に当たっては、経済環境が大幅に改善するまで複数年度以上の継続を求めるなどの内容となっている。

これに対し、佐々木順一 党県連幹事長は「中小企業者への影響等を十分考慮し、速やかに県連から国会議員団に要望内容を伝える」旨の答弁があった。

佐々木党県連幹事長に要望書を手渡す平澤専務理事（左）

民主党県連幹部に要望内容の説明を行う

雇用保険法の一部改正　～厚生労働省～

厚生労働省では、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立し、本年４月１日より施行されたことを発表した。同改正は、現在の雇用失業情勢の悪化に伴い、特に非正規労働者の雇用安定や雇用保険財政の悪化が懸念される中、非正規労働者に対するセーフティネット機能強化、財政基盤強化等を図ること目的としている。以下に同改正の概要について紹介する。

１．非正規労働者に対するセーフティネット機能強化

（１）非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険適用基準である「６ケ月以上雇用見込み」を「３１日以上雇用見込み」に緩和

（２）雇用保険未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため未加入とされた者のうち、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類で確認された者については、２年を超えて遡及適用する。また、事業所全体として保険料未納が確認された場合は、保険料徴収の時効である２年経過後も保険料を納付可能とする。

２．雇用保険２事業の保険料率

平成２２年度の雇用保険２事業の保険料率は、「3.5/1,000」とする。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省職業安定局雇用保険課　℡：03-5253-1111(内線：5763)まで。

本会に中小企業応援センターを開設

経済産業省の委託事業である「中小企業応援センター事業」に、本会を含むコンソーシアム団体「いわて中小企業応援センター」が採択され、本会に「いわて中小企業応援センター」の一員として、同応援センターを開設した。本事業は中小企業が取り組む「新事業展開」「創業」「事業再生」「再チャレンジ」「事業承継」「ものづくり」及び「新たな経営手法への取組」といった高度・専門的な相談案件に対し応援センターが専門家を派遣し、適切な支援、助言を行うことにより、中小企業が中長期的に発展するための経営基盤の強化等を図ることを目的としている。以下に支援内容の概要を紹介する。

【支援テーマごとの具体的支援内容】

（１）新事業展開支援

① 経営革新

新事業展開等に向けた経営革新計画承認等への支援。

② 地域資源活用

地域資源活用による新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等への支援。

③ 農商工等連携

農林漁業者との連携による新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等への支援。

④ 新連携

異分野の事業者が有機的に連携し、設備や技術等の経営資源を有効に組み合わせた新たな事業分野開拓への支援。

（２）創業、事業再生及び再チャレンジ支援

① 創業支援

コーディネーター等の専門家が創業に必要な知識や各種創業関連施策活用への支援等、質の高い創業に向けた支援。

② 事業再生支援

中小企業の事業再生を支援するため、経営診断等の実施の他、再生支援協議会との連携による支援。

③ 再チャレンジ支援

中小企業の事業転換や廃業経験者の再起業を支援。

（３）事業承継支援

事業承継時に生じる様々な課題に対し、中小機構の事業承継コーディネーターと連携しながら、事業承継マッチング支援データベースを活用した支援を実施。

（４）ものづくり支援

ものづくりの高度化の支援、法の定める特定研究開発等計画の認定等、研究開発実施体制構築等の支援。

（５）新たな経営手法への取組支援

① ＩＴを活用した経営力強化

ＩＴ活用による財務会計の整備や管理会計の導入等により、経営課題の把握等を可能とする仕組み構築を支援。

② 見えない資産の把握・活用（知的資産経営）

中小企業が有する技術や創造力、人脈や信頼等の無形の資産（知的資産）を文書化（「見える化」）する取組を支援し、取引先や金融機関、従業員等に対するコミュニケーション能力を向上させ、信用力・経営力の強化に繋げる。

【事業イメージ】

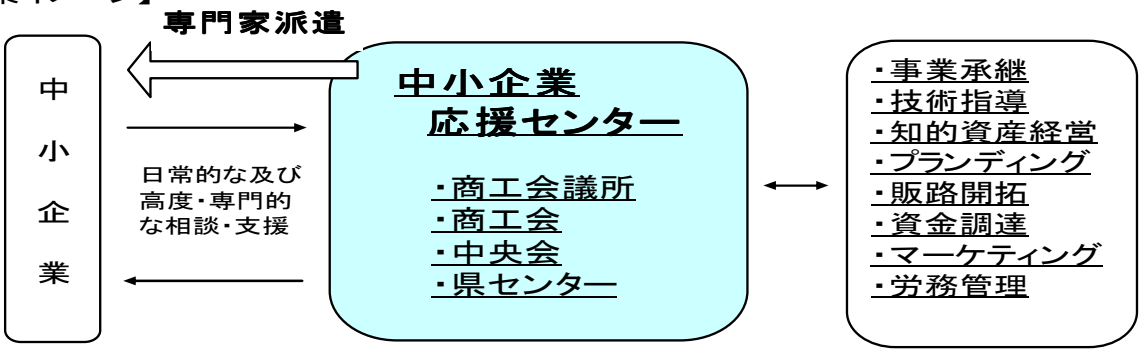

～専門家派遣に係る経費は無料です。お気軽にご相談ください～

本会担当：統括指導センター　電話：019-624-1363　ＦＡＸ：019-624-1266

今年度の組合関係税制 ～法人税を１８%に引き下げ～

中小企業等協同組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合及び生活衛生同業組合等に対しては、一般の会社法人等に対する場合と異なり、様々な税制上の優遇措置が設けられている。本稿においては、平成２２年度税制改正項目の中から、組合に関係する税制について紹介する。

●中小企業者等の軽減税率

中小企業の法人税率は本則では２２%となっているが、平成２１年４月１日から平成２３年３月３１日までの２年間の時限的な措置として、法人税率が１８%に引き下げられている。これに加えて、事業税率についても所得が４００万円以下の場合５%から２．７%に軽減されている。

〈法人税率の軽減〉

法人の種類	軽減税率引下げ前		軽減税率引下後
普通法人(株式会社、企業組合、協業組合等)、一般社団法人等又は人格のない社団等	年 800 万円超の所得金額	30%	30%
	年 800 万円以下の所得金額	22%	**18%**
協同組合等、公益法人等(一般社団法人等を除く)	所得区分なし	22%	22% (年 800 万円超の所得金額)
			18% **(年 800 万円以下の所得金額)**

〈事業税率の軽減〉

法人の種類	軽減税率引下げ前		軽減税率引下後
協同組合等、公益法人等(一般社団法人等を除く)	年 400 万円以下の所得金額	5%	**2.7%**
	年 400 万円超の所得金額	6.6%	**3.6%**
資本金１億円以下の普通法人(株式会社、企業組合、協業組合等)、一般社団法人等又は人格のない社団等	年 400 万円以下の所得金額	5%	**2.7%**
	年 400 万円超 800 万円以下の所得金額	7.3%	**4%**
	年 800 万円超の所得金額	9.6	**5.3%**

【ご注意ください！！】

事業税率は上記のとおり引き下げられているが、平成 20 年 10 月１日以降に事業年度が開始する事業所の場合、別途**「地方法人特別税」**が徴収される。これに伴い、申告書(第六号様式)の様式が変わっているので注意。

●固定資産の減価償却

(1) 減価償却資産の償却可能限度額

①平成１９年４月１日以後に取得したもの

有形減価償却資産については、**未償却残高が１円になるまで**償却。

②平成１９年３月３１日以前に取得したもの

有形減価償却資産については、取得価額の９５％(平成２０年分の所得税の計算から、前年末までの減価償却累計額が取得価額の９５％相当額に達した場合、その達した年分の翌年分以後５年間で１円まで償却)。

(2)小額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例

中小企業者が３０万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額３００万円を限度として、全額損金参入(即時償却)が認められており、この特例が平成２３年度末まで延長。

●交際費等の課税特例

中小企業の支出した交際費は、特例として一定額の損金算入を認める特例措置が、２年間延長される。

資本金１億円以下の中小企業においては、定額控除限度額（６００万円）まで、交際費支出の９０％相当額まで、損金算入が可能。

●中小企業投資促進税制の延長

中小企業が一定の設備投資やＩＴ投資等を行った際、税額控除（７％）または特別償却（３０％）の選択適用を認める措置の２年間延長。対象設備等は「機械・装置の全て(１台・１式１６０万円以上)」「ソフトウェア(年合計７０万円以上)」等。対象者は資本金１億円以下の法人、従業員数１，０００人以下の個人の事業所得者、中小企業協同組合等。

●いわゆる「一人オーナー会社」（特殊支配同族会社）の役員給与に対する損金不算入措置の廃止

平成１８年度税制改正において設定された「特殊支配同族会社の役員給与損金不算入」制度については、一定要件を満たす同族会社における業務主宰役員（社長）の給与の一部を損金不算入とする増税規定であったが、今回の改正で廃止されることとなった。平成２２年４月１日から廃止。

県北・沿岸の観光産業を支援　～県北・沿岸地域観光産業支援事業～

本会では昨年度、岩手県からの委託を受け「県北・沿岸地域観光産業支援事業」を実施した。当該地域における観光産業の経営課題克服に向けて、旅館ホテル事業者の経営効率や収益力の向上を図り、新たなビジネスモデルの構築に向けて経営体質の発展的強化を目的とした事業である。

事業の内容は大きく分けて２つとなる。１つは、県北・沿岸地域において各地域の核となる旅館ホテル事業者を対象とした個別企業支援。昨年度は新規支援・継続支援合わせて５社を対象に旅館・ホテルが抱える経営課題の抽出・改善等を通じて、市場から円滑に利益を獲得するためのプロセスや運営体制づくり、改善計画の実施に向けた借入金返済のリスケジュール等について重点的に支援。利益構造や経営戦略の見直しなどを通じて、閑散期の資金繰りに喘いでいた状況から大幅にキャッシュフローが改善された旅館・ホテルもあった。

もう１つは、これまで実施した個別企業支援で蓄積したノウハウをまとめた経営改善マニュアルを作成。経営改善に向けた取り組みについては、それぞれ保有する経営資源（人材・設備施設・立地環境など）が異なるため、考えられる対処法もそれぞれに異なるが、それに至るまでの考え方やプロセスについて、改善のポイントとなる事項や事例を踏まえた３部構成で構成されている。

旅館・ホテル業者向け経営改善マニュアルの詳細については、本会の新事業企画室　担当：池田　までお気軽にお問い合わせください(℡：019-624-1363　FAX：019-624-1266)。

中央会さん、出番ですよ　～最近の支援事例～

現在、中央会では、地元産の原料や資材を活用して新しい製品の開発等を行う企業や、産直等が行う魅力在る店舗づくりに向けた支援事業を実施している。今回は、本会の支援事例の中から、奥州市の「地域未利用資源活用菓子づくり研究会」と「岩谷堂箪笥生産協同組合」の新製品開発に関する支援の内容について紹介する。

【乾麺の粉砕粉活用の菓子づくり】

（新連携等創出企業交流促進事業にて支援）

地域未利用資源を活用した菓子づくり研究会は、奥州市江刺区の授産施設「ワークセンターわかくさ」と胆沢町の株式会社小山製麺の２者で構成されている。

小山製麺では、乾麺を製造した際に発生する両端を再粉砕して麺に戻してきたが、再粉砕品を商品化できないかこれまで模索を続けてきた。また、授産施設ではこれまで菓子製造を行っていたことから、両者は連携して菓子づくりに取り組むこととなり、本会の新連携等創出企業交流促進事業を活用し、新製品開発に取り組んだ。

本会では洋菓子教室の代表を務める小野寺恵氏を招聘、とろろうどんの粉を利用しパイ生地をつくり、授産施設の持ち寄ったりんごを加工、味付けし包み焼きした「まるごとりんごパイ」の試作を支援した。

試作に向けた検討会

味見しながら試作中

企業にとっては未利用の再粉砕品の有効活用につながり、授産施設にとっては商品化で工賃アップが期待できる等、双方にとって有益な連携を構築することができた。今後はパッケージ等の工夫について支援予定。

「まるごとりんごパイ」完成

【新製品で和モダン空間を演出】

（活路開拓事業・地域力連携拠点事業にて支援）

岩谷堂箪笥生産協同組合では、ここ数年、デザイナーや建築家とのコラボレーションによる商品開発に取り組んでいる。

昨年度は本会の活路開拓事業の他、地域力連携拠点事業を活用し壁面収納家具等を開発、開発に当たっての企画やデザイン、試作品の実地検証や求評等を支援した他、昨年 11 月に東京ビックサイトで開催された「ジャパンホームショー」に出展、来場者アンケート等の求評を行うとともに、住宅建築関係バイヤー・設計士・デザイナー等へのアピールや商談を通じて販路拡大を図った。

開発に当たっては箪笥製造を行う事業者の他、家具・建具製造業者、彫金製造業者等の有機的連携をプロデュースした。

壁面収納家具。白漆を使用

近年、家具市場は従来の置き家具から壁面システム収納家具に変化しており、住宅の洋風化の流れに伴い、洋風のシンプルなデザインが主流となっている。

収納機能付きベット

反面、昨今の和式をテーマに、和風モダンの流れが出現してきている。その流れに乗って岩谷堂箪笥の伝統技術と技法を駆使し、高級感と温もりを合わせ持った壁面収納家具や扉その周辺製品を開発し、マンション建築やリフォーム市場を開拓するのが狙いであり、新たな販路の開拓に向けて今後も支援を行う予定。

しっとり保湿液＆洗顔石鹸の開発を支援 ～地域力連携拠点事業にて支援～

本会では、昨年度「地域力連携拠点事業」において久慈市山根の「べっぴんの湯」が実施する洗顔石鹸の商品開発に係るマーケティング及びパッケージデザインを支援した。具体には化粧品会社ビケン（東京）と共同して開発を行い、温泉成分を活かした保湿液と洗顔石鹸を完成させ、４月１７日から、べっぴんの湯・久慈市内のコンビニエンスストア・物産販売施設を中心に販売を開始している。

山根温泉は国内でも有数の強アルカリ泉で、「肌がツルツルになる」などの高い評価を得ている。ここに着目した温泉施設を運営する新山根温泉振興協会では、本会支援のもと同商品開発を実施、保湿液にはヒアルロン酸を、洗顔石鹸には馬油・シアバターを添加し保湿効果を高める等の特徴を出している。今後は順次県内に販路を拡大する予定。

同商品に関する問い合わせは「べっぴんの湯」まで。

℡：0194-57-2222　　住所：岩手県久慈市山根町字下戸鎖 4-5-1

新たに販売される洗顔石鹸（左）と保湿液（右）

岩手県の入札制度が変更

岩手県では、平成２２年４月１日より下記のとおり入札制度の運用変更を行うことを発表した。

１．入札参加申請書の取扱方法

これまで、入札参加申請書・総合評価技術提案書（以下、「申請書等」という。）の受付時、誤記等が見つかった場合は、入札担当から申請者へ電話連絡し、再申請する取り扱いであったが、この扱いを改め申請書等はそのまま受理する。万一、申請書等に記載誤りや添付漏れが事前に分かり、締切日前に申請者自身から再申請の申し出があった場合は、締切日時までに完了する場合に限り、再申請を許可する。

２．入札ボンドの対象拡大

平成２２年４月１日公告分から対象地域を拡大し、条件付き一般競争入札で設計額２億円以上の県内全ての工事が対象となる。

本件に関する問い合わせは、岩手県総務部総務室入札担当　℡：019-629-5058　まで。

ひまわりほっとダイヤルを開設 ～日本弁護士連合会～

日本弁護士連合会では、中小企業の抱える様々な課題の解決を支援するため、この度「ひまわりほっとダイヤル」を開設した。このダイヤルに中小企業が電話をすると、自動的に地元の弁護士会に転送され、弁護士による面談相談を予約できる仕組みとなっている。運営開始に当たり、本年９月３０日までは初回の３０分間の相談料は無料となる（通話料は有料）。電話番号は全国共通で「０５７０－００１－２４０」、受付時間は月曜から金曜までの午前１０時から午後４時まで（祝日除く）となっている。

年次有給休暇の取得向上に向けて ～厚生労働省～

厚生労働省では、労働者の有給休暇等の取得率向上に向け「労働時間等設定改善指針」の一部改正を行ったことを発表するとともに、関係団体等を通じた改正内容の周知を行っている。

今回の改正では、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備に向けた関係者の取り組みの促進を図ることが明記され、具体的には以下の項目について今後講ずる事項を列記している。

（１）年次有給休暇の取得状況を確認する制度の導入

（２）計画的付与制度（年次有給休暇のうち５日を超える分については労使協定を結ぶことで計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度）の活用を図る際、連続した休暇取得促進に配慮すること。

（３）２週間程度の連続休暇の取得促進については､長期休暇を取得できるような制度導入を検討すること。

なお、同指針は一部を除き、平成２２年４月１日から適用される。

～世界から 你好!（ニイ･ハオ＝中国語でこんにちは）～

このコーナーは、岩手に縁のある外国人の方から、岩手について思うことを自由に寄稿していただくコーナー。今回は大連市政府職員の劉林林（りゅう・りん・りん）さん（岩手県海外自治体研修員）。

私は、中国大連市科学技術協会の職員です。今回、大連市政府から派遣され、昨年６月末から本年４月末まで岩手県庁で研修する機会をいただきました。振り返ってみて、大変よい勉強になったと思っています。

日本の美しい環境、自然、日本人の親切さや資源節約・リサイクルへの高い意識に強い感銘を受けました。また、日本の地震など自然災害への対策や、伝統文化の保護、安心安全な農業・食品生産などは、とても先進的だと感じます。

岩手は大連と同じくらいの緯度にあり、気候も似通っています。海鮮料理がおいしいところも大連と同じです。

お気に入りの南部鉄瓶とツーショット

岩手で印象に残った所と言えば、まずは平泉。長い歴史を持つ仏教文化の観光地で、昔は黄金や馬の産地として有名だったそうです。

南部鉄器、秀衡塗の漆器、染物、日本酒など、岩手の伝統工芸も勉強する機会がありました。

特に南部鉄器は、きめ細やかで美しい意匠と中国茶との相性の良さから、中国でもお茶好きや骨董品の愛好家などに人気があり、上海でも販売されています。

研修を通じて感じた、岩手の皆さまの温かい心遣いと誠実さは、忘れられません。

まもなく帰国しますが、今後、大連と岩手とのさまざまな交流の懸け橋としてお役に立てればと思っています。

平成 22 年４月から“４広域振興局体制”がスタート

平成２２年４月から、すべての地方振興局が広域振興局に移行し、１広域振興圏１広域振興局体制、すなわち４広域振興局体制がスタートした。新体制スタートに伴い、組合等に関係する事務手続き関連の留意点について紹介する。

【新しい広域振興局体制に伴う組合等の手続きについて】

協同組合等の設立認可申請書、定款変更認可申請書、決算関係書類の届出、役員変更届などの各種手続きは、以下の所管区域を管轄する振興局宛に提出する。なお、各種書類の宛名は、各広域振興局長名とし、提出は各広域振興局経営企画部または各地域振興センターへの提出となる。

ただし、協同組合連合会・火災共済協同組合・信用組合・商工組合・商店街振興組合連合会等、これまで地方振興局以外の機関へ届出等を行っている組合については従来どおりで変更はない。また業種により、これまで東北運輸局・東北財務局・仙台国税局等に届出等を行っている場合も提出先に変更はない。

＜提出先・所管区域等一覧＞

圏域	４広域振興局の名称 局長名（平成22年4月1日時点・敬称略）	認可申請・届出等提出先	電話番号	所管区域※
県 央	盛岡広域振興局 局長　中田　光雄	盛岡広域振興局　経営企画部 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6510	盛岡市・八幡平市・雫石町・岩手町・紫波町・矢巾町・葛巻町・滝沢村
県 南	県南広域振興局 局長　藤尾　善一	県南広域振興局　経営企画部 〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2	0197-22-2812	花巻市・北上市・遠野市・一関市・奥州市・平泉町・西和賀町・藤沢町
沿 岸	沿岸広域振興局 局長　中村　一郎	沿岸広域振興局　経営企画部 〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-25-2717	釜石市・大槌町
		大船渡地域振興センター 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9911	大船渡市・陸前高田市・住田町
		宮古地域振興センター 〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2211	宮古市・岩泉町・山田町・田野畑村
県 北	県北広域振興局 局長　東大野 潤一	県北広域振興局　経営企画部 〒028-8041 久慈市八日町 1-1	0194-53-4981	久慈市・洋野町・野田村・普代村
		二戸地域振興センター 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9201	二戸市・一戸町・軽米町・九戸村

※　県事務の委譲を受けた市町村（宮古市・一関市・奥州市・大船渡市・花巻市・矢巾町・雫石町・西和賀町・金ヶ崎町・葛巻町）に主たる事務所の登記上所在地があり、事務所所在地と組合の地区が同一である事業協同組合・企業組合・協業組合は、各市町村担当部署が提出先となる。なお、組合の地区が複数の市町村を含む場合は、上記表による。

注意：葛巻町に県事務の一部が移譲されています（平成 22 年４月１日より）

平成２２年４月１日より、主たる事務所の登記上の所在地及び組合の地区共に葛巻町としている事業協同組合・企業組合・協業組合は、各種認可申請書・届出の提出先が、葛巻町の商工担当部署となるので、注意。

事業承継の円滑化に向けて　vol．５

事業承継の円滑化に纏わる新制度について、前回に引き続き概要を掲載する。今回は、「非上場株式等についての贈与税」の納税猶予制度について紹介する。

【経済産業大臣の認定が必要】

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度」は、贈与の前に「経済産業大臣の確認」を受けている場合で、先代経営者から後継者に自社株式の贈与があったとき、その贈与税について贈与者の死亡の日まで納税を猶予する制度である。この適用を受けるためには、その贈与が法の定める一定要件を満たしていることについて、「経済産業大臣の認定」を受ける必要がある。

【認定の対象となる会社の要件】

経済産業大臣の認定を受けられる企業の要件として、① 上場会社、風俗営業会社でないこと（子会社とも）、② 資産保有型会社・資産運用型会社でないこと、③ 総収入金額がゼロを超えること、④ 従業員の数が１人以上であること、の要件がある。②の資産保有型会社とは、有価証券・自ら使用していない不動産・現金預貯金等の「特定資産」の保有割合が、帳簿価格総額の７０％以上である会社をいう。また、資産運用型会社とは、総収入金額のうち特定資産の運用収入額が７５％以上である会社をいう。

【経済産業大臣の認定の手続き】

経済産業大臣の認定を受けるためには、法の定める様式に基づき「認定申請書（様式第７）」及び添付資料を翌年１月１５日までに経済産業大臣に提出し、認定の申請を行う必要がある。実務上は、所轄の地方経済産業局宛に提出する。この認定の有効期限は、贈与税申告書の提出期限の翌日から５年経過日までとなっている。

【納税猶予分の贈与税額の計算例】

納税猶予に係る贈与税額は、贈与税の納税猶予の特例適用を受ける株式等（特例受贈非上場株式等）の価格を、経営承継受贈者のその年分の贈与税課税価格とみなし、贈与税の基礎控除（１１０万円）と贈与税率を適用して計算する。

【贈与税額の計算例】

・贈与財産の価格
　特例受贈非上場株式等　５，０００万円
・贈与税額
　(5,000 万円－110 万円)×50%－225 万円＝2,220 万円
・納税猶予に係る贈与税額
　(5,000 万円－110 万円)×50%－225 万円＝2,220 万円
・納付税額　2,220 万円－2,220 万円＝0 円

【贈与税の速算表】

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
	２００万円以下	10%	
２００万円超	３００万円以下	15%	１０万円
３００万円超	４００万円以下	20%	２５万円
４００万円超	６００万円以下	30%	６５万円
６００万円超	１，０００万円以下	40%	１２５万円
１，０００万円超		50%	２２５万円

通常、非上場株式等以外の財産を贈与することは想定されないため、上記計算例においては現金の贈与は考慮していない。なお、納税猶予額には上限が設けられていない。

～ 会 員 情 報 ～

国内クレジット制度の採択	岩手大学生と共同提案	１２０の露店が賑わい創出
協同組合盛岡南ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｾﾝﾀｰ	盛岡大通商店街協同組合	花泉中央振興商店街協同組合
同組合（田森悠太郎理事長）では、二酸化炭素削減分を大企業が買い取る制度（国内クレジット制度）の事業委託先に採択された。照明設備の更新等により二酸化炭素の排出削減を目指す。	同組合（吉田莞爾理事長）では、大通活性化策を岩手大学生と共同で模索、提案報告会を開催した。時計公園の設置等、若者のアイディアに富む提案を活かし、今後の商店街活性化に繋げたい意向。	同組合（伊藤満明理事長）では、ＪＲ花泉駅前にて「春の互市」を開催。会場となった中央通りには１２０もの露店が軒を連ね、買物客らの会話も弾んで商店街は賑わいを呈した。
健康講座が好評	**地産地消レストランオープン**	**３７年目の「よ市」始まる**
岩手県ｶｲﾛﾌﾟﾗｸﾃｨｯｸ協同組合	協同組合盛岡手づくり村	盛岡市材木町商店街振興組合
同組合（小野寺靖理事長）では、県内６ケ所を会場に組合主催の健康講座を開催、体の仕組みや健康へのアドバイス等、女性を中心とした参加者から好評を得ている。セラピスト養成講座も同時開催。	同組合（佐々木俊幸理事長）では、食のサービス向上を目指しこの度館内をリニューアル、自然食レストラン「大樹」を新たにオープンした。市内建設業者が製麺業者と連携して店舗経営を行う。	同組合（宮沼孝輔理事長）では、恒例の「よ市」を４月３日より開始した。材木町商店街の沿道には１００店もの露店が並び、１１月末までの開催となる同市は３７年目を迎える。

～ Ｑ＆Ａコーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Ｑ＆Ａ形式で紹介。

(質問)

組合又は理事長宛に提出された白紙委任状は、理事長に代理人の選定を一任したものと解釈されているが

１．理事長が単独で代理人の選定をすると、自己に都合の良い者を選べることになるが問題がないか。

２．白紙委任状は、そのままでは無効となるかどうか。

３．代理人のない委任状は無効である場合、出席者数にも算入されないものと解してよいか。

(回答)

白紙委任状は受任者となる人を特定せずに、委任状作成者が、記載の一定事務の処理及びそれに要する代理権授与の申込をし、これの取得者が白紙の部分に受任者として自己の名を記入することによって両者間に契約が成立し、受任者としての権利義務と代理権を取得するものである。

組合総会においては、組合が組合員に対して総会召集の通知と共に議決権代理行使の委任状用紙を送付し、その代理権の授与を勧誘するものであって、一種の慣行として一般会社等でもおこなわれているものである。

１．理事長が単独で自己の有利な代理人を選定することはあり得るわけであるが、代理権行使自体の行為について組合法第 11 条第 2 項～5 項並びに代理人に関する組合定款の制限規定(代理人の範囲、代理人が代理しうる組合員の数等)が設けられており、これら規定により弊害を防ぎ得ると考えられる。

２．白紙の箇所が補充されて初めて委任状としての効力を発するものであるから、当然代理権を行使する者の氏名が記入されていなければならない。委任状作成者の意思を尊重する意味からも議案審議までに完全なる委任状となし、議決権を行使させることが望ましい。

３．代理人の記入のない委任状は、未だ委任状としての効力を発していないので、組合法第 11 条第 4 項の反対解釈により出席者数には算入されないものと解される。

派遣事業関連法の改正案（厚生労働省）

厚生労働省では、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案」の概要を発表した（現在国会で審議中）。同法案の概要は以下のとおり（抜粋）。

（１）登録型派遣の原則禁止（専門２６業務は例外）、（２）製造業派遣業務の原則禁止（１年を超え雇用される労働者派遣は例外）、（３）日雇派遣の原則禁止、（４）派遣元事業主に無期雇用への転換推進措置を努力義務化、（５）派遣労働者に一人当たりの派遣料金額を明示、（６）違法派遣につき、派遣先が違法を認識しつつ派遣労働者を受け入れた場合、派遣先が労働契約を結んだとみなす規定の整備等。

本件に関する問い合わせは、厚生労働省職業安定局需給調整事業課　℡：03-3502-5227　まで。

新エネルギー等の導入促進補助金（岩手県）

岩手県では、中小企業者が導入する太陽光発電設備等の新エネルギー・省エネルギー設備に関する補助制度を、本年４月１５日から開始すると発表した。この補助制度は、県内の事業所等に新エネルギー等を２種類以上導入する場合に、要する経費の一部を補助する制度である。以下に同制度の概要を紹介する。

（１）補助対象…県内の事業所等に新エネ・省エネ設備を２種類以上導入する中小企業者等（協同組合等含む）

（２）補助対象設備…太陽光発電(10kw 未満)、風力発電(500kw 未満)、太陽熱発電(20 ㎡未満)、ペレットストーブ、木質バイオマス利用ボイラー、地中熱ヒートポンプ等、高効率給湯器、ＬＥＤ照明器具(複数ヶ所設置)

（３）補助額等…補助対象設備の設置経費の１／１０以内で上限１００万円まで。

（４）公募期間は平成２２年４月１５日～平成２３年１月３１日

なお、補助金交付要綱や申請様式等は、岩手県ホームページ（http://www.pref.iwate.jp）トップページの環境→温暖化・エネルギー→エネルギーからダウンロード可能。

本件に関する問い合わせは、岩手県環境生活部環境生活企画室温暖化・エネルギー対策担当　℡：019-629-5273　まで。

ネット通販講習会に講師を無料派遣（中小企業基盤整備機構）

(独立)中小企業基盤整備機構では、楽天株式会社と提携し、中小企業が販路開拓支援の一貫として行うネット通販の講習会に際し、講師を無料で派遣する事業を実施している。講師派遣費用（旅費含む）が無料となるが、会場料金や資料印刷費等は中小企業の負担となる。講習日程は希望に応じ調整が可能（総会等の開催と同時に実施等）で、講演時間は概ね１時間半程度を予定している。

本件に関する問い合わせ及び申込みについては、楽天株式会社　楽天市場事業店舗開発部　エリア・アライアンスグループ　℡：050-5817-1100　まで。

ＩＴ機器の低料率リース制度（全国中小企業情報化促進センター）

財団法人全国中小企業情報化促進センターでは、中小企業がＩＴ機器を導入する際に活用できる低料率のリース制度を運用している。この制度は、同センターが制度を利用する中小企業のＩＴ機器等を、センター指定のリース会社が購入するのに必要な資金を、無利子で預託することで結果として中小企業のリース料金の低減を図る仕組みとなっている。制度の利用対象者は会社・個人の他、事業協同組合等の組合（農・林・漁業等以外の業種に属する事業を行う組合であること）及び共同出資会社等が含まれる。１企業当たりの利用限度額は１億円で、リース期間は２年から６年の間となっている。

本件に関する問い合わせは、(財)全国中小企業情報化促進センター　℡：03-3549-1811　まで。

廃棄物処理に関する法律の一部改正（環境省）

環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の概要を発表した。以下に法案の概要の抜粋を紹介する。

（１）産廃を事業所の外で保管する際の事前届出制度の創設、（２）建設工事で生じる廃棄物について元請業者に処理責任を一元化、（３）従業員等の不法投棄に際し事業主である法人への量刑を３億円以下の罰金に引き上げ、（４）廃棄物処理施設への都道府県知事による定期検査の義務づけ、（５）多量の産廃を排出する事業者に対する産廃減量等計画の作成・提出義務の担保措置を創設。

以上の施行期日は公布の日から１年以内で政令に定める日となっている。なお同法案は第１７４回国会で現在審議中となっている。

本件に関する問い合わせは、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課　℡：03-5501-3152　まで。

知財の効果的な活用を促進（特許庁）

特許庁では、中小企業等の知的財産の効果的な活用の促進を図り、地域活性化に繋げるため「課題解決型相談・コンサルティング事業」を実施することを発表した。同事業は、社団法人発明協会及び都道府県支部が窓口となり実施されるもので、具体的には知財専門家（弁理士、弁護士、特許情報活用アドバイザー等）を直接中小企業に派遣する専門家派遣事業の他、都道府県に配置するコーディネーターによる支援策紹介や手続き指導、特許等の出願手続き支援（インターネット出願手続含む）を行うこととしている。なお、事業の実施期間は本年４月１日から来年３月３１日までとなっている。

本件に関する問い合わせは、特許庁普及支援課地域調整班　℡：03-3581-1101(内線：2107)　または社団法人発明協会岩手県支部　℡：019-634-0684　まで。

電子納税サービスを開始（岩手県）

岩手県では、地方税電子申告システム（通称：エルタックス）による電子納税サービスを、本年３月２２日から開始したと発表した。電子納税とは、エルタックスを利用して電子申告した県税の納付を、Pay-easy（ペイジー）を通じてインターネットバンキングやＡＴＭなどで行うことができるサービスで、これにより現在既に利用されている法人の県民税・事業税及び地方法人特別税の電子申告・申請・届出に加え、県税を電子納付することが可能となった。同サービスは東北では初のサービスとなっている。

本件に関する問い合わせは、岩手県総務部税務課　℡：019-629-5141　まで。

デスティネーション・キャンペーン開催決定（岩手県・ＪＲ）

岩手県庁では、ＪＲの旅客６社が実施する国内最大規模の観光キャンペーンである「デスティネーション・キャンペーン」の開催地に岩手県が選ばれたと発表した。開催期間は平成２４年４月から６月の間で、岩手県では３２年ぶりの単独開催となる。期間中は、県内観光地に多くの観光客が訪れることが期待され、観光立県を目指す本県にとっては追い風となる朗報に、達増知事は「おもてなしの心など県民意識改革で新しい岩手の魅力をアピールしたい」と意気込みを語った。

H19年の北東北デスティネーション
キャンペーンの北東北キャラクター

本件に関する問い合わせは、ＪＲ東日本盛岡支社インフォメーションセンター　℡：019-622-3456　まで。

情報連絡員レポート

景況は依然として低水準(平成 22 年 3 月)

〈全体の概要〉

３月は、製造業の一部業種を中心に受注・生産量の回復により改善が目立つが、緩やかな改善に止まる業種もあり、企業間格差が拡大している。また、デフレ傾向が続き、受注・販売価格の低下が止まらず、収益確保が厳しくなるとの懸念もでている。中小企業の景況は、内需の低迷や低下したままの販売価格など先行き懸念材料が多く、全体的には依然として低水準の状況にある。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ パン製造業

学校給食部門は燃料、保険等の値上りのほか、生徒数減で収入は減少傾向。一般市販部門は大手参入で価格変動を余儀なくされている。

◆ 菓子製造業

本来菓子類の需要期であったが、動きが悪く売上げ伸びず、先行きに関して非常に不安を感じる。

◆ 一般製材業

住宅着工数が前年度を下回る。非常に苦しい経営。

◆ 銑鉄鋳物製造業

原材料の銑鉄、スクラップ、コークスが急激に値上り、大きく経営を圧迫する。

◆ 金属製品製造業

鋼材価格が上昇する予定。また、工事量が少ないため価格競争になってきている。

◆ 一般機械器具製造業

受注量は増加しているが、コストダウン要請等により受注単価は厳しくなっている。依然として短期納期であり人員を増やす企業が出てきている。

◆ 家庭用機械器具小売業

テレビの買い替え需要で全体の売上はアップ。メーカーからの供給が追いつかず後半は足踏み状態。

◆ 野菜・果実小売業

一般小売店業種では厳しい状況が続いている。

◆ 各種商品小売業

プレミアム商品券の効果があってか、売上げはプラスとなった。天候不順で春物衣料は不振。

◆ 酒・調味料小売業

不況感が長引く中、各酒類伸び悩み。市場状況はあまりにも悪すぎ依然冷え込みが続いている。

◆ 商店街（盛岡市）

客数の低迷は深刻であるうえ、一人当たりの消費額が低調の状況である。

◆ 商店街（久慈市）

卒業・入学・就職に関わる消費もいまひとつ活気が無い。

◆ 旅館業

短期滞在型、天候不順の影響か宿泊客増えず。

◆ 建物サービス業

一般入札への移行により不毛な低価格競争が一段と厳しくなり、人件費割合の高い当業界にとっては深刻な問題となっている。

◆ 板金工事業

ゆるやかに工事量が出ているが、依然厳しい状況。

◆ 土木工事業

依然として好転の兆しはなく、先行きが不安である。さらに悪化状況が続く見込みである。

◆ 倉庫業

依然として売上高減少。稼働状況が改善されず。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比ＤＩの推移グラフ（H21 年 3 月～H22 年 3 月）●

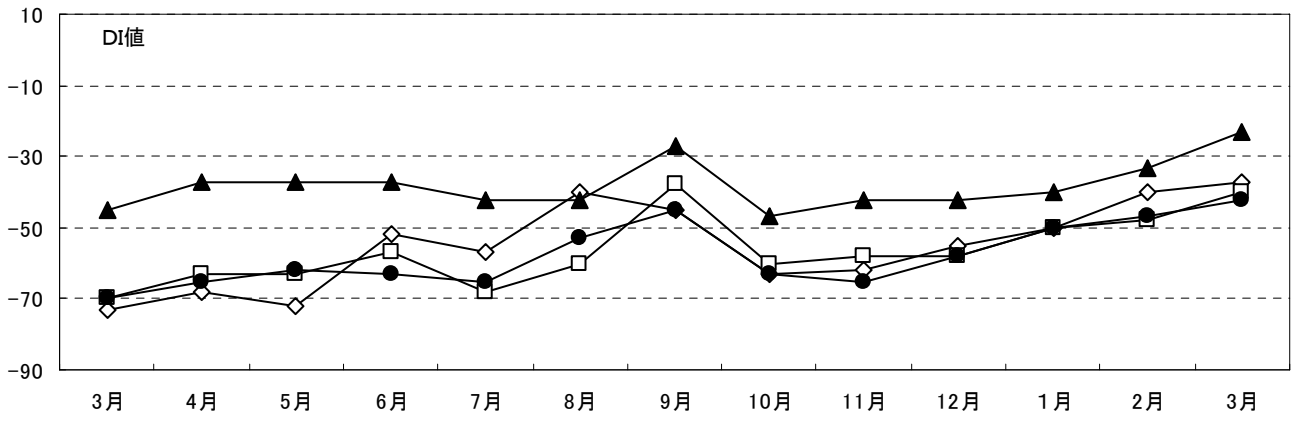

《◇…売上　□…収益　▲…資金繰り　●…景況》

【お願い】組合決算書等の本会への提出にご協力ください

組合では、通常総会終了後の一定期間内に、所管行政庁への決算書等の届出義務がありますが、その際、本会にも決算書及び通常総会議事録(写しで可)等の提出についてご協力をお願いいたします。

なお、頂戴した決算書等は、本会支援の際必要とする組合情報の整備の他、組合表彰等への貴重な情報源として活用しております。

中央会のホームページを是非ご活用下さい

本会が運営するホームページ（「応援します！がんばれ岩手の中小企業」）では、様々な情報をお伝えする「新着情報」の他、国や県などの「施策情報」及び「官公需情報」、「組合・組合員企業サーチ」など、多種多様な情報をいち早く、分かりやすく、タイムリーに提供しています。

また、この他にも、これから起業しようとする方を対象に「企業組合制度」のメリット等をお伝えする「チャレンジ起業家」コーナーや、自社の経営分析や経営革新、マーケティングをシュミレートできる「中小企業経営自己診断」コーナーなどがあります。是非一度ご覧いただきご活用されてはいかがでしょうか。

↑本会では、企業組合制度の設立から運営までをトータルサポート。創業をお考えの方は是非一度ご覧下さい。

↑経営診断を通じて自社の強みや弱みを把握し、新展開を図るために、まずは己を知ることが大切です。

◆主要日誌◆（４月１日～ ４月３０日）

◎中央会主催事業

4/15　民主党県連への新高速料金に係る要望
4/20　組合税務講習会
4/21　中小企業振興奨励賞選考委員会
　　中央会第一回理事会
4/22　青年中央会ボウリング大会
4/27　市町村ネットワーク会議
　　次世代育成支援対策連絡会議
4/28　台温泉新商品発表会
　　貸付審査委員会
　　黄金の国いわてフェア実行委員会幹事会

◎関係機関・団体主催行事への出席等

4/12　建設業者指名停止対応会議
　　いわて中小企業応援ｾﾝﾀｰ合同会議
4/13　中小企業金融支援説明会
4/19　新エネルギー等導入補助金説明会
4/20　(特定非営利)岩手県就労支援事業者機構
　　岩手県日韓親善協会設立総会
　　貸付審査委員会、国勢調査協力者会議
4/21　いわて食のﾊﾟﾜｰｱｯﾌﾟ事業委託候補者選定会議
4/22　岩手県中小企業再生支援協議会全体会議
　　岩手県産官学連携連絡会
4/30　東北・北海道ブロック中央会事務局長会議

職員退職のお知らせ

特別指導員の佐藤正範さんと千葉俊一さんのお二人は、本年３月３１日をもって本会を退職されましたのでお知らせします。

佐藤正範
昭和５１年本会入り
在職３４年　業務課、特別指導室、企画振興課長等を経て平成１１年より事務局長(後、理事兼事務局長)

千葉俊一
昭和４８年本会入り
在職３７年　総務課、業務課、情報調査課長等を経て平成１９年より事務局次長